

2007年11月28日

板ガラスに関する欧州委員会の決定について

旭硝子株式会社

当社子会社であるAGCフラットガラス・ヨーロッパ社(旧グラバーベル社、本社：ベルギー、ブリュッセル、以下、AFEUという。)及び当社は、2007年11月28日(日本時間)に、欧州委員会より、欧州における板ガラスのカルテルに関し、課徴金支払いを命ずる決定の通知を受けましたので、お知らせします。

課徴金の額は、AFEU及び当社に対して65百万ユーロ(約105億円)となっています。

本件に関しては、AFEUが、2005年2月22日、23日(現地時間)に、欧州委員会の立入り調査を受けており、その後の調査の過程において、欧州委員会は、2007年3月9日付で、AFEU及び親会社である当社に対し、異議告知書を発行しました。これを受け、AFEU及び当社は、2007年5月14日に異議告知書に対する見解を提出しました。また、この間AFEU及び当社は、欧州委員会の調査に対して全面的に協力してまいりました。

当社及びAFEUは、今後送達される決定の全ての内容を確認した上で、適切な対応をとる所存です。

なお、本件に伴う当社業績への影響については、改めてお知らせします。

以上

本件お問合せ先

旭硝子(株)広報・IR室長 川上真一 TEL:03-3218-5603